

(設置)

**第1条** 神保町地域（以下「地域」という。）に住み、働く多様な人々が意見交換を行いながら、地域の将来イメージを共有し、地域全体が連携・協調した、地域主体の安全・安心・快適な魅力あるまちづくりを進めることを目的として、神保町地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

**第2条** 協議会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域のまちづくりイメージに関すること。
- (2) 地域の課題に関すること。
- (3) 地域の開発動向に関すること。
- (4) 地域の公共施設の整備に関すること。
- (5) その他地域のまちづくり全般に関すること。

(協議会の構成)

**第3条** 協議会の委員は、学識経験者及び別表に掲げる団体の代表者、会員、社員、職員その他団体の構成員とする。

(協議会の組織)

**第4条** 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、協議会の会務を総理する。

(協議会の開催等)

**第5条** 座長は、必要に応じて協議会を招集し、会議をつかさどる。

- 2 座長は、必要に応じて会議に関係者を出席させることができる。

(部会の設置)

**第6条** 第2条各号に掲げる事項を詳細に検討するため、必要に応じて、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員のうちから座長が指名する者で構成する。
- 3 前項に規定する者のほか、部会には、委員以外の者を部会員として加えることができる。
- 4 部会についての詳細は、別に定める。

(事務局)

**第7条** 協議会の事務局は、千代田区環境まちづくり部地域まちづくり課に置く。

- 2 協議会の庶務は、事務局が処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年5月28日から施行する。

別表（第3条関係）

神保町一丁目町会

一神町会

神保町三丁目町会

合資会社高山本店

有限会社東陽堂書店

有限会社玉英堂書店

有限会社大屋書房

株式会社有斐閣

株式会社三省堂書店

株式会社岩波書店

株式会社小学館

小学館不動産株式会社

株式会社集英社

住友商事株式会社

共立女子大学

専修大学

日本大学

明治大学

千代田区（地域振興部及び環境まちづくり部）